

## 田川ホルモン喰楽歩 会則

### (名称)

第1条 本会の名称を田川ホルモン喰楽歩（たがわほるもんくらぶ）と称する。

### (目的)

第2条 本会は田川人のソウルフードとして愛されているホルモンを全国に発信し、『田川ホルモン』として地域ブランド化を図ることで、田川地域の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 田川地域のホルモンに関する広報活動
- (2) ホルモンに関するイベントの開催
- (3) 田川地域の焼肉店、食肉販売店等の販売促進活動への協力
- (4) その他、田川地域のホルモンの普及促進に関する活動

### (事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、会長宅に置く。

### (会員)

第5条 本会の会員及びその資格は次のとおりとする。

- (1) 正会員 ホルモンをこよなく愛し、本会の目的に賛同する個人
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業に協力する法人、団体及び個人
- 2 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。ただし、既納の会費は返納しないものとする。
- (1) 退会
  - (2) 本会の解散

### (会費)

第6条 会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 入会時に500円を納入する。
- (2) 賛助会員 年会費を1口3,000円とし、毎年度12月末を納入期限とする。ただし、新規会員はその年度に限り、入会時に納入する。

### (退会)

第7条 会員の退会は自由である。ただし年度の途中で退会しても会費は返還しないものとする。

### (役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 運 営 委 員 若干名
- (5) 監 事 1名

- 2 会長、副会長及び会計は、運営委員の互選により選任する。
- 3 運営委員は、本会の会務を執行する者をもってあてる。
- 4 監事は、会員から会長が選任する。

#### (役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を掌握する。
- 4 運営委員は、本会の会務を執行する。
- 5 監事は、本会の会計を監査する。

#### (役員報酬等)

第10条 役員は、無報酬とする。ただし、会務のために要した費用を弁償することができる。

#### (会議)

第11条 本会の会議は第8条の役員により構成する役員会とする。

- 2 会長は、必要に応じて役員会を招集し、その議長となる。
- 3 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 監事は、役員会に出席し、発言することができる。

#### (事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わるものとする。

#### (解散)

第13条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 第2条の目的とする事業が完了したとき
  - (2) 第2条の目的とする事業の継続が不可能となったとき
- 2 前項の規定に基づき解散する場合は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の同意を得なければならない。

#### (清算)

第14条 前条の規定に基づき解散したときに存する残余財産は、役員 $\frac{2}{3}$ 以上の同意を得て選定された団体又は公益法人に寄付するものとする。

#### 附則

- 1 この会則は、平成20年11月29日から施行する。
- 2 本会設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年11月30日までとする。